# 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	令和3年度 報酬改定	令和3年4月以降、サービス提供実績記録票情報のインタフェースが変更されているが、サービス提供年月が令和3年3月以前のサービス提供実績記録票情報についても、令和3年4月以降の新インタフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 令和3年3月サービス提供分以前の請求も含め、令和3年4月以降 (障害審査支払等システムにおける令和3年5月受付分以降)は新 インタフェースで提出することとなる。	令和3年19日開催 合同担当者説明会
2	令和3年度 報酬改定	令和3年4月以降、共同生活援助において、インタフェース仕 様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情 報)等に「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」 が追加されたが、既存の「夜間支援等体制加算対象利用者 数」含め、どのように設定すればよいか。	共同生活援助においては、令和3年4月以降の場合、「夜間支援等体制加算対象利用者数」は設定せず、「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」を使用し、実数で設定いただく。なお、宿泊型自立訓練においては、令和3年4月以降の場合も、これまで同様「夜間支援等体制加算対象利用者数」を使用し、対象利用者数をコードで設定いただく。	令和3年19日開催 合同担当者説明会
3	令和3年度 報酬改定	令和3年3月2日付事務連絡「令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて(Vol.2)」において、「障害者支援施設が行う日中活動系サービスに係る例外的取扱いについては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、今回の報酬改定においては、加算率を見直した上で継続する」と記載されている。 一方で、インタフェース仕様書(都道府県編) P 1 4 - 2のマトリクス表では、「主たる事業所サービス種類コード1」の項目に「」が記されていないが、異動情報の提出は不要ということか。	お見込みのとおり。 令和3年4月以降、「主たる事業所サービス種類コード1」について は、障害審査支払等システムでは管理しないため、インタフェース 仕様書(都道府県編) P 1 4 - 2 のマトリクス表のとおり、当該項目 に係る異動情報は提出しないものとする。	令和3年19日開催 合同担当者説明会
4	令和3年度 報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等の「児童指導員等加配加算の有無」について、理学療法士等を配置している場合は、保育士かどうかに関わらず、「2:専門職員」として届け出していたところだが、令和3年4月以降においては、「5:専門職員(保育士)」が追加されたことに伴い、保育士を配置している場合は、「5:専門職員(保育士)」の届出を行う認識で良いか。	お見込みのとおり。	令和3年19日開催 合同担当者説明会

## 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
5	令和3年度報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のサービスに「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目があるが、インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等に項目がないが、記載漏れか。	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る就労移行支援体制加算については、平成30年度から「6月以上就労継続している者が利用定員の5%を超えている」という要件を見直し、定員規模に応じた所定単位数に「6月以上就労継続している者の数」(以下「就労定着者数」という。)を乗じて得た単位数を加算することになる。「就労定着者数」について、審査支払等システムでは管理していないため、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。なお、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目名称については、「就労移行支援体制(就労定着者数)」に修正する。 【令和3年3月19日追記】令和3年4月以降、障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	令和3年3月19日開催 合同担当者説明会 追記 (旧:平成30年5月28 日付事務連絡「障害 者自立支援給付支払 等システムに係るQ & Aの送付について」 No9)
6	令和3年度 報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、重度障害者等包括支援のサービスに「送迎体制、地域生活移行個別支援、精神障害者地域移行体制、強度行動障害者地域移行体制」の項目があるが、インタフェース仕様書(都道府県編)P14、14-1、14-3のマトリックス表では、重度障害者等包括支援の該当加算の項目に「」が記されていないが、記載漏れか。	重度障害者等包括支援において、送迎加算、地域生活移行個別支援加算、精神障害者地域移行体制加算又は強度行動障害者地域移行体制加算を算定する場合に必要な都道府県知事への届出は、委託先の指定短期入所事業所又は指定共同生活援助事業所において、当該加算に係る届け出がされていれば、重度障害者等包括支援事業所としての届け出は省略する運用とすることから、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。  【令和3年3月19日追記】 令和3年4月以降、障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	令和3年3月19日開催 合同担当者説明会 追記 (旧:平成30年5月28 日付事務連絡「障害 者自立支援給付支払 等システムに係るQ & Aの送付について」 No10)

# 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備 考
7	令和3年度報酬改定	児童発達支援の基本報酬について、以下事務連絡にて算定する報酬について示されているが、令和3年度報酬改定にて医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じた基本報酬が創設されたことに伴い、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等における「施設等の区分」、「障害児施設区分」及び「未就学児等支援区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬はどのようになるのか。  【平成30年5月2日付事務連絡】 ・障害者自立支援給付支払等システムに係るQAの送付について No18	「施設等の区分」、「障害児施設区分」及び「未就学児等支援区分」 や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添1の とおりである。	新規
8	令和3年度報酬改定	放課後等デイサービスの基本報酬について、以下事務連絡にて算定する報酬について示されているが、令和3年度報酬改定にて医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じた基本報酬が創設されたことに伴い、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等における「障害児施設区分」及び「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬はどのようになるのか。  【平成30年5月2日付事務連絡】 ・障害者自立支援給付支払等システムに係るQAの送付について No19	「障害児施設区分」及び「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添2のとおりである。	新規

### 【別添1】児童発達支援における基本報酬の整理について

項	佐い笠豆八	事業所の体		受給者の支給決定内容	算定する基本報酬(令和3年度報酬改定以降)
番	施設等区分 児童発達支援 センター	主たる障害種別主として重症心身障害児以外を受け	未就学児等支援区分 非該当、 、		
1	279-	障害だ以外を受け 入れる事業所		6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
2				612000:児童発達支援基本決定(難聴児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
3				613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
4				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
5				615000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
6				616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
7				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
8				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
9				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
10				61A000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
11				618000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
12				61 C 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
13		受け入れる事業所 システムは、 「主として重症心 身障害児以外を受 け入れる事業所」	非該当、	611000:児童発達支援基本決定	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
14		とする。		612000:児童発達支援基本決定(難聴児)	難聴児の場合 ・ロ(4)(1)から(3)以外の場合
15				613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
16				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
17				615000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
18				616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
19				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	難聴児の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(1)から(3)以外の場合
20				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	難聴児の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(1)から(3)以外の場合 ・ロ(4)(1)から(3)以外の場合
21				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	難聴児の場合 ・ロ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(1)から(3)以外の場合

項番	施設等区分	事業所の体	制 未就学児等支援区分	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬(令和3年度報酬改定以降)
22				6 1 A 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
23				6 1 B 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
24				6 1 C 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
25		主として重症心身 障害児を受け入れ る事業所	非該当、	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
26				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定 (難聴児)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
27				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	重症心身障害児に行う場合 ・八
28				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
29				6 1 5 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
30				616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
31				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合・イ(4)(1)から(3)以外の場合
32				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
33				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(4)(1)から(3)以外の場合
34				6 1 A 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・八
35				618000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・八
36				6 1 C 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・八
37	児童発達支援 センター以外	主として重症心身 障害児以外 入れる事業所	非該当	611000:児童発達支援基本決定 612000:児童発達支援基本決定(難聴児) 613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児) 614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児) 615000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児) 616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児) 617000:児童発達支援基本決定(護療的ケア児) 617000:児童発達支援基本決定(護療的ケア児) 617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア)) 619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア)) 619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア)) 61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア))	算定不可
38				6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
39				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定 ( 難聴児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
40				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
41				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
42				6 1 5 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合

項番	施設等区分	事業所の体質	制未就学児等支援区分	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬(令和3年度報酬改定以降)
43	1012 3 2 3	2.001,+21233		616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(三)(一)から(三)以外の場合
44				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
45				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
46				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(一)医療的ケア児(321点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(161点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
47				61A000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
48				618000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
49				61C000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
50				611000:児童発達支援基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
51				612000:児童発達支援基本決定(難聴児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
52				613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
53				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合
54				615000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
55				616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合
56				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合
57				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
58				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合
59				61A000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合
60				618000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(2)(四)(一)から(三)以外の場合
61				61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(2)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(2)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(2)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(2)(四)(一)から(三)以外の場合

頂		事業所の体質	制		
番	施設等区分	主たる障害種別	未就学児等支援区分	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬(令和3年度報酬改定以降)
62	児童発達支援 センター以外	主として重症心身 障害児を受け入れ る事業所	非該当、 、	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
63				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定 (難聴児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
64				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定 (重症心身障害児)	重症心身障害児に行う場合 ・ ホ
65				614000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
66				6 1 5 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
67				616000:児童発達支援基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
68				617000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
69				618000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・二(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・二(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・二(1)(四)(一)から(三)以外の場合
70				619000:児童発達支援基本決定(難聴児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・ニ(1)(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ニ(1)(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ニ(1)(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ニ(1)(四)(一)から(三)以外の場合
71				6 1 A 0 0 0 : 児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・ホ
72				61日000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・ホ
73				61000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・ホ

共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「施設等区分」、「主たる障害種別」、「未就学児等支援区分」の区分の設定に関係なく、「へ」の報酬を算定する。 基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ト」の報酬を算定する。

### 【別添2】放課後等デイサービスにおける基本報酬の整理について

放課後等デイサービスの報酬整理について

	に <b>課後等デイサービスの報酬整理</b> について -   事業所の体制							
項番	主たる障害種別	障害児状態等区分	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬 ( 令和3年度報酬改定以降 )				
1	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	6 3 1 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定 6 3 2 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児) 6 3 3 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児) 6 3 4 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児) 6 3 5 0 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児) 6 3 6 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 6 3 6 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 6 3 8 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア)) 6 3 8 0 0 0 : 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア))	算定不可				
2	<u> </u>	区分1(3時間以上)	631000:放課後等デイサービス基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
3			632000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
4			633000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
5			634000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
6			635000: 放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(-)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(1)区分1(-)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(-)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(-)から(-)以外の場合 ・(1)区療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(				
7			636000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
8			637000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(1)区分1(二)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
9			638000: 放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(-)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(1)区分1(-)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・イ(1)区分1(回)(-)から(三)以外の場合 ・ロ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(4)(-)から(三)以外の場合				
10	[	区分2(3時間未満)	631000:放課後等デイサービス基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
11			632000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
12			633000: 放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・口(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				
13			634000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	際害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合				

項	事業所の体制			
番	主たる障害種別障害	害児状態等区分	受給者の支給決定内容	算定する基本報酬(令和3年度報酬改定以降)
14			635000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)区分2(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(13点以上)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
15			636000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
16			637000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(2)区分2(四)(一)から(三)以外の場合 ・口(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・口(3)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・口(4)(一)から(三)以外の場合
17			638000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(2)区分2(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(2)区分2(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(2)区分2(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
18	上)、	1 ( 3 時間以	631000:放課後等デイサービス基本決定	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
19			632000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)	重症心身障害児に行う場合 ・ハ(1) ・ハ(2)
20			633000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
21			634000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(四)(一)から(三)以外の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
22			635000:放課後等デイサービス基本決定(医療的ケア児 )	障害児(重症心身障害児を除く)の場合 ・イ(1)区分1(一)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・イ(1)区分1(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・イ(1)区分1(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 ・ロ(1)医療的ケア児(32点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(2)医療的ケア児(16点以上)の場合 ・ロ(3)医療的ケア児(31点以上)の場合 ・ロ(4)(一)から(三)以外の場合
23			636000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア))	重症心身障害児に行う場合 ・ハ(1) ・ハ(2)
24			637000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・ハ(1) ・ハ(2)
25			638000:放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児(医ケア ))	重症心身障害児に行う場合 ・ハ(1) ・ハ(2)

共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「主たる障害種別」、「障害児状態等区分」の区分の設定に関係なく、「ニ」の報酬を算定する。 基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ホ」の報酬を算定する。